

事務連絡
令和5年3月13日

各 都道府県
市町村 民生主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び父子並びに寡婦福祉法上の支援について

平素より、ひとり親家庭等支援の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

配偶者からの暴力被害者に対する、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく支援については、「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」（平成19年3月23日雇児福発第0323002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）によりお示ししているところですが、改めて、下記の事項にご留意いただくようお願いします。

記

- 1 遺棄されてから経過した期間及び遺棄の態様等から判断し、遺棄された時点から1年以上遺棄の状態が継続すると見込まれる場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項第3号に規定する「配偶者から遺棄されている女子」又は同条第2項第3号に規定する「配偶者から遺棄されている男子」にあたるものとして差し支えありません。
- 2 1のとおり「配偶者から遺棄されている女子」又は「配偶者から遺棄されている男子」であって、現に児童を扶養している者については、ひとり親家庭として、「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」（平成20年10月14日厚生労働省発雇児第1014001号厚生労働事務次官通知）別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に定める各種事業の活用が可能になるため、被害者の状況に応じて、積極的に活用いただくようお願いします。